

# 東大和市立学校における 教員の働き方改善計画

**‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、  
教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、  
その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならないものである。**

(H31.1.25 中央教育審議会答申「はじめに」より引用)

教員の長時間勤務が大きな社会問題となっています。

現在の学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、また、学校に求められる役割が多様化・拡大化している中、東大和市立学校の教員は、教師という職の崇高な使命感と責任感から、日々子供たちと向き合い、献身的な努力をしています。

東京都教育委員会が平成 29 年 6 月に実施した調査では、小学校で 37.4%、中学校で 68.2%を超える教員が、いわゆる過労死ラインとなる週当たりの在校時間 60 時間（月当たりの時間外勤務の 80 時間相当）を超えていることが明らかになりました。東大和市の小・中学校においても、同様の状況が見られています。また、平成 31 年 1 月 25 日、中央教育審議会が学校における働き方改革に関する総合的な方策についての答申を出すとともに、文部科学省が勤務時間の上限に関するガイドラインを策定し、教員の時間外勤務の上限を原則 45 時間までとすることを示しました。

東京都教育委員会が平成 30 年 2 月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」では、区市町村教育委員会が、それぞれの地域の実情や所管する学校の実態を踏まえた実施計画を策定することとされています。

東大和市においても、今後、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって職務に従事できる環境を整備し、教員が一人一人の子供たちと向き合う時間の確保や教員自身のライフ・ワーク・バランスを実現していくことが、東大和市立学校における教育の質の一層の向上を図る上で、極めて重要な課題であると捉え、平成 31 年度からの 5 年間を取組期間とする「東大和市立学校における働き方改善計画」をここに策定いたしました。

東大和市教育委員会  
平成 31 年 3 月

# 東大和市立学校における教員の働き方改善計画

## 目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現及び「働きやすさ」と「働きがい」が統合される環境づくりに向けた働き方の改善を通して、東大和市の学校教育の質の維持向上を図る。

## 目標

月当たりの時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにする。

- 平日の1日当たりの在校時間を11時間以内とすること。
- 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないよう、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。

## 取組の方向性

- 1 在校時間の把握と意識改革の推進
- 2 学校を支える人員体制等の整備
- 3 教員業務の見直しと業務改善の推進
- 4 部活動運営の改善
- 5 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

## 1 在校時間の把握と意識改革の推進

### ■ タイムレコーダーの導入、勤務実態の把握と意識改革

- 教員自身が自らの働き方を振り返る機会の設定
- 労務管理上の適正な記録
- 管理職による勤務状況の把握及び働きかけや指導等

### ■ 定時退勤日の設定や年休取得の促進

- 学校ごとに月1回以上の定時退勤日の設定
- 学校ごとに最終退勤時刻の設定
- 教員個々の年休取得率目標値を80%として設定
  - 取得率50%未満の教員を市全体として半減
- 7・8月及び12・1月を年休取得促進月間として設定

### ■ 学校閉庁日の設定

- 夏季休業期間において土日を含む9日間の連続休暇（休暇取得推進期間の設定）

## 2 学校を支える人員体制等の整備

### ■ 専門スタッフの充実

- スクール・サポート・スタッフの全校配置
- 市独自の人的配置の継続と活用
  - 少人数学習指導員、ティームティーチャー、学習支援員、学校図書館指導員、子ども支援員、英語指導助手（ALT）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

- 市独自の人員の職務内容等の再検討・編成による、校長の経営方針に沿った人員活用の促進

### ■ 地域との連携による学校支援

- コミュニティ・スクールの推進・充実、指定校数の拡大
- これまで教員が担っていた業務等について、地域等との分担実施や協働実施の更なる推進

### ■ 学校経営支援機能の活用

- 学校経営支援組織としての「経営支援部」を活用して、副校長の補佐及び人材育成を推進
- 経営支援部設置による時間講師の配置

## 5 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

### ■ 保護者・地域等への理解促進

- リーフレット、周知案内文書、学校説明会、学校運営（連絡）協議会、保護者会、学校便り等の様々な機会を捉えて、教員の働き方の改善に向けた取組等についての周知及び理解・協力依頼

### ■ 相談体制の整備

- 月45時間以上時間外勤務した教員の校長による面接相談の実施
- 教員対象の産業医による相談の在り方について検討
- スクールロイヤラー（学校弁護士）制度について調査・研究

### ■ 自己申告等を通じた、教員の意識改革及び職場風土の醸成

- 校長が策定する学校経営方針に、ライフ・ワーク・バランスを推進するための方針・取組を明記

## 4 部活動運営の改善

### ■ 適切な運営のための体制整備

- 東大和市教育委員会「学校部活動の在り方に関する方針」の策定
- 学校ごとに「部活動に係る活動方針」の策定と公表
- 部活動指導員導入に向けた検討

### ■ 適切な休養日等の設定

- 週2日以上以上の休養日の設定
  - 平日1日と土曜日又は日曜日のどちらか
  - やむを得ず休養日の確保ができない場合は他の日へ振替
- 長期休業期間において、まとまった休養期間を設定
- 1日の活動時間の上限設定（平日は2時間程度、休業日は3時間程度）
- 最終下校時刻の設定
  - 3～10月は18:30、11～2月は18:00

## 3 教員業務の見直しと業務改善の推進

### ■ 勤務時間外の対応の軽減

- 電話応答メッセージの設定
  - 小学校18:00～7:45、中学校19:00～7:30
- 定例保護者面談等の対応は勤務時間内で実施（緊急的対応を除く）

### ■ 学校におけるICT化の推進

- 統合型校務支援ソフトの導入
- 教材や資料、各種の情報等の共有システムの整備と活用促進
- 授業を担当する教員の指導用タブレット型コンピューターの配備の検討
- その他、業務支援につながるICT機器の整備等について検討

### ■ 教育委員会業務等の改善

- 各種会議や行事、委員会、研修、調査等の見直しと精選・厳選
- 新たな業務等を付加する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを原則
- 学校評価の保護者等アンケートの共通化と一括集計
- 教育課程におけるクラブ活動の指導総時間数の弾力化
- 振替休業日と長期休業日との関連を図った長期休業期間の弾力的設定
- 学校徴収金の徴収・管理の在り方等について研究・検討
- 学校への電話連絡等を原則として18:00までに設定

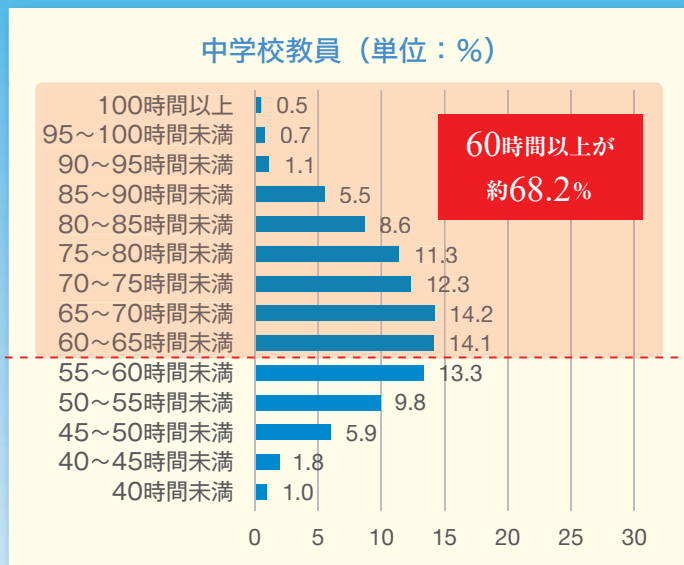
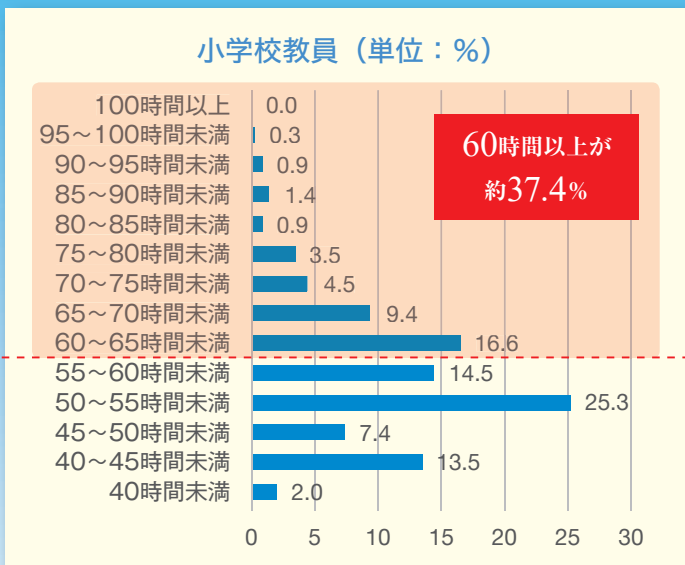
### ■ 学校事務職員との一層の連携・協働

- 学校事務職員の標準的職務内容の検討・実施

### ■ 各学校における取組の工夫

- 工夫例
  - 会議や行事、校内組織、学校運営等の見直し・精選
  - 業者による教育活動写真のネット販売化
  - 小学校における副担任制や教科担任制の推進
  - 小学校における1単位時間40分、午前5時間制の取組
  - モジュール授業の活用
  - 教員ごとのマイ定時退勤日やアニバーサリー休暇日の設定
  - 学校便り等の行事予定表に、定時退勤日を明記し周知

## ■ 1週間当たりの在校時間（「東京都公立学校教員勤務実態調査」（平成29年）より作成）



※数値は概数のため、合計数等に誤差が生じる

## ■ 教員の担う役割の国際比較

（国立教育政策研究所「学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書」（平成29年）より作成）

業務	アメリカ	イギリス	中国	シンガポール	フランス	ドイツ	韓国	日本
登下校の指導・見守り	×	×	×	×	×	×	×	△
欠席者への連絡	×	×	○	○	×	○	○	○
朝のホームルーム	×	○	○	×	×	×	○	○
教材購入の発注・事務処理	×	×	△	×	×	×	×	△
給食・昼食時間の食育	×	×	×	×	×	×	○	○
休み時間の指導	○	×	○	△	×	○	○	○
校内清掃指導	×	×	○	×	×	×	○	○
健康・保健指導	×	×	○	○	○	○	○	△
カウンセリング、心理的ケア	×	×	○	○	○	×	×	△
クラブ活動・部活動の指導	△	×	○	△	×	△	△	○
校内巡視、安全点検	×	×	○	×	×	○	×	△
学校広報（ウェブサイト等）	×	×	△	×	×	○	×	○
家庭訪問	×	×	○	×	×	×	△	○

○：教員が担当 △：部分的に教員が担当 ×：教員は担当しない

## 教育長からのメッセージ

### 保護者・地域の皆様へ

東大和市立学校における教員の働き方を改善することは、質の高い教育を実現し、児童・生徒の健やかな成長を図る上での喫緊の課題となっています。この課題を解決するためには、保護者や地域の皆様のご理解とご協力が大変重要であると考えております。

今後、教員の働き方の改善を推進するに当たりましては、保護者や地域の皆様との電話対応や学校での話し合い、教員の地域行事への参加など、これまでよりも制約が生じることが考えられます。保護者や地域の皆様にもそれぞれの仕事やご都合等があるのは十分に承知しておりますが、東大和市の教育の充実を図るための本計画の実現に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 先生方へ

これまで、東大和市の学校教育は、保護者や地域の理解と協力をいただきつつ、先生方の熱意と努力により力強く支えていただいています。しかし、現在の状況では、先生方のライフ・ワーク・バランスを保つことができず、教育の質の低下を招くおそれがあります。

新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、日々の教材研究や子供たちと向き合う時間等の充実が求められますが、今後、東大和市教育委員会では、本計画を基に、教員の働き方の改善を推進していきます。そのためには、先生方一人一人の意識改革も重要です。先生方も自身の働き方を改めて振り返り、適切なライフ・ワーク・バランスの実現に努めていきましょう。